

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成29年10~12月分)



相談の受付件数

- 平成29年10~12月の受付件数は138件。
- ブロック別の内訳は東北11件、関東35件、北陸2件、中部1件、近畿59件、中国3件、四国1件、九州26件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(121件(元請57件、下請64件))。他には、技能労働者(1件)、発注者(3件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談が全相談件数の6割以上を占め、相談件数も今年度7-9月期の69件から85件へと増加した。うち、加入すべき保険や現場入場に係る問合せが39件、法定福利費や標準見積書に係る問合せが20件寄せられた。また、建設業法全般(46件)に関する問合せも多く寄せられた。主な相談内容は具体的には次のとおり。
(※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

<社会保険加入対策に関する情報>

【加入すべき保険・現場入場について】

- ・ 加入すべき社会保険について教えていただきたい。(10月・建設業者)
- 各事業所の態様等に応じて加入すべき保険は異なるので、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲について整理したものを参考にしていきたい。
また、加入すべき保険について、フローチャート方式で確認できる様式を作成しているため、こちらも参考にしていきたい。
(適切な保険の範囲：<http://www.mlit.go.jp/common/001154556.pdf>)
(フローチャート：<http://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf>)

- ・ パート従業員についても社会保険に加入すべきなのか。(10月・建設業者)
- 例えば、健康保険及び厚生年金保険においては、1週間の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が同じ事業所の正社員の4分の3以上である場合には、パート従業員であっても加入しなければならない。社会保険制度に関する質問については、各都道府県の社会保険労務士会に相談窓口を設置していただいているので必要に応じて活用されたい。
(社会保険労務士会相談窓口一覧：<http://www.mlit.go.jp/common/001182375.pdf>)

- ・ 60歳以上の作業員は厚生年金保険に加入しなくて良いのか。(10月・下請建設業者)
- 法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員の場合、70歳までは厚生年金保険への加入義務があるが、現場入場については、「特段の理由」として、「現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合」も入場を認めることとしている。ただし、「特段の理由」により現場入場が認められる場合であっても法令上の加入義務がなくなるわけではないので注意されたい。

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	1
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負契約に係る情報	⑫ 新労務単価関係	0
	⑬ 建設業法全般	46
	⑭ 元下関係	3
加社会保険対策	⑮ 社会保険加入対策	85
その他	⑯ その他	3

※上記①~⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

主な相談内容その2

<社会保険加入対策に関する情報>

【公共工事における加入業者に限定した取組について】

- ・ 社会保険加入対策に関連して、元請にペナルティが発生するとのことだが、本年4月からの対策と10月からの対策では何が違うのか。(10月・特定建設業者)
- 国土交通省直轄工事では、今年の4月から二次下請以下の業者についても社会保険加入業者に限定しており、未加入業者が下請となった場合は加入指導を求めることとしている。**10月からは、元請が二次下請以下の業者に対し加入指導をしても、二次下請以下の業者が社会保険へ加入しなかった場合、元請に対してペナルティを実施**することとしている。
- ・ 県発注の公共工事において、二次下請の業者が社会保険に未加入であったことがわかったが、どうすればよいか。(10月・特定建設業者)
- 社会保険の適用除外者かどうかをご確認の上、適用除外者でなければ、社会保険に加入するよう指導頂きたい。

【法定福利費について】

- ・ 見積書に法定福利費を明示する際、介護保険料算出のための介護保険の加入率はどのようにしたら良いか。(11月・下請建設業者)
- 介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、法定保険料率にその割合(加入率)を乗じて算出することとなる。あらかじめ介護保険の対象人数が分かっている場合は、その人数の割合を使用することが望ましいが、見積時に具体的な対象人数が分かっていない場合は、協会けんぽの被保険者全体に占める40～64歳の割合を用いることが考えられる。(最新(H28年度)の数値は54.1%)

<建設業法全般に関する情報>

- ・ 契約の相手方に、書面で契約を締結し、相互に契約書を交付することを拒まれるが、建設業法違反となってしまうのではないか。(11月・建設業者)
- 建設業法第19条違反に該当するため、引き続き契約書を相互に交付頂きたい。
- ・ 建設業の許可に関し金額要件が無くなったと聞いたが、事実確認をしたい。(10月・発注者)
- 建設業許可が必要な建設工事の金額要件は以前から変わってはいない。
なお、平成27年4月の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行により、公共工事を受注した建設業者のうち、下請契約を締結する全ての建設業者について、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の総額に関わらず、施工体制台帳の作成を義務付けている。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品 確 法 の 運 用 指 針 に 関 する 情 報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	1
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
契 約 に 係 る 情 報	⑫ 新労務単価関係	0
	⑬ 建設業法全般	46
	⑭ 元下関係	3
加 社 会 保 険 策	⑮ 社会保険加入対策	85
そ の 他	⑯ その他	3

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。